

令和3年9月6日

郵政民営化委員会ご説明資料

全国郵便局長会

株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案について、次のとおり意見を申し述べます。

- 1 我が国では、少子高齢化、人口減少が急速に進展しています。特に地方の過疎化は大きな社会問題となっており、生活インフラである金融機関、農業協同組合が撤退を余儀なくされ、これら地域にお住まいの方が日常生活を維持していく上で大きな障害となりつつあります。

このような中で、郵便局が最後の砦になり、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを国民・利用者に確実に提供するとともに、地域の発展に資する地方創生等の取組みを通して、地域を守り、地域にお住まいの方の生活を守ることこそが我々の使命と考えております。

そのためには、郵政事業の健全な経営の下で、現在の郵便局ネットワーク水準を維持していくことが必要で、時代に合ったサービスの改正や規制緩和の下での適正かつ安定した収益確保のための態勢の構築が重要です。

これまで全国郵便局長会は、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」という郵政民営化法の基本理念を実現するためには、「日本郵政グループの一体経営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」や「ユニバーサルサービスコストの負担」等について、さらなる検討と環境整備が必要不可欠と主張してまいりました。

金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）のいわゆる上乗せ規制については、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに認可いただけるようにするために、直ちに撤廃し、公平な条件としていただきたいと思いますと考えております。

また、日本郵政株式会社株の売却益は、東日本大震災被災地への復興財源に充てられることから、日本郵政グループの企業価値を高めるためにも、いわゆる上乗せ規制を早期に撤廃し経営の自由度を高めていただくことは重要です。

- 2 かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案は、届出制においては、調査審議の必要性が判断され、調査審議が必要な場合でも簡素化、期間短縮が図られる等、速やかにかんぽ生命保険の新規業務が実施できる環境を整えるものであり、全国郵便局長会が求める「金融2社への上乗せ規制の撤廃」の一步と受け止めます。

今後は、かんぽ生命保険において商品開発すれば、郵便局ネットワークを活用し、全国あまねく公平に、採算が合わない離島や山間僻地にも、その商品を早期に安定的に提供できるようになると考えております。お客さまと直接接する私どもとしては、利用者にもたらされる利便性の向上を実感できるものであり、本方針案に賛同いたします。

先般のかんぽの不適正営業の要因として、特別調査委員会から、いわゆる上乗せ規制による認可が必要とされていたことなどもあり、「多様な保険商品の開発がなされていない中で、高齢者を主な対象とし、貯蓄性の高い保険商品の既契約について満期を迎える顧客に対して、新たに貯蓄性の高い保険商品への加入を勧める」との報告もあります。

このように、郵便局では市場ニーズに対応した商品提供が困難であり、現在も郵便局でのかんぽ生命保険の新契約販売は低迷し、保険保有契約は激減する一方であります。

本方針案の実施に当たり、郵政民営化法の基本理念を踏まえ、利用者にもたらされる利便性の向上を最も重視していただき、速やかな新規業務実施への支援をお願いいたします。

かんぽの不適正営業ではお客さまからの信頼が大きく失墜しました。お客さまと直接接する私どもが先頭に立ち、失墜した信頼の回復にも全力で取り組んで参る所存であります。そのためにも、お客さまニーズに合った、より良質で心のこもった商品をしっかり提供してまいります。

以 上